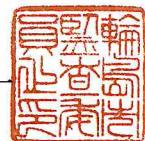


輪島市監査公表第1号

平成31年3月8日付発監査第418号の監査結果報告に基づき、
輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条
第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年4月5日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 漆 第 6 号

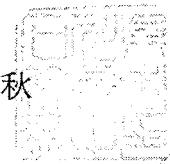
平成 31 年 4 月 5 日

輪島市監査委員 高森 宝一 様

輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶

文 秋



財政援助団体等（出資団体）監査の

結果に基づく措置通知について

財政援助団体等監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 株式会社まちづくり輪島
監査執行年月日 平成31年2月15日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 財務規定を策定し決裁の手順や責任を明文化していただきたい。	会計業務や契約事務に係る決済手順、責任の明確化、入札の透明性の確保などを市の財務規則等を参考に明文化し、6月開催予定の株主総会に諮り、経営の健全化に努めます。	措置方針等
② 定款第30条に基づく「取締役会規程」を作成され取締役会で諮る案件を明確にされたい。	これまで明確化されていなかった「取締役会規程」を早急に作成し、社内ガバナンスの確立、闊達な意見交換ができる組織づくりを目指します。また、今後も市から出資された第3セクターであることを念頭に置き、更なる経営の効率化、合理的な支出を図り、中心市街地の活性化に寄与できるよう努めます。	措置方針等
③預金通帳を整理し使用区分を明確化されたい	事業部門ごとに通帳を分けた管理をしていたため複数の通帳管理となっていました。今後は社内で管理方法の基準を定め、減冊できるよう整理に努めます。	措置方針等